

令和4年2月24日開会
令和4年3月10日閉会

令和4年
第1回定例会会議録
(3日目)

小豆島町議会

開議 午後0時59分

○議長（谷 康男君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

定例会初日から議案審議でお疲れのところお集まりくださいます。ありがとうございます。

本日は2月24日及び3月9日に各常任委員会へ付託しました議案等の委員会審査報告、また追加議案が提案されております。

なお、本日の議事日程につきましては、3月4日及び3月9日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後1時00分）

直ちに本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案の審査報告を一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第1 議案第10号及び請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告

○議長（谷 康男君） それでは、日程第1、議案第10号及び請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。中松委員長。

○総務建設常任委員長（中松和彦君） 令和4年3月10日。小豆島町議会議長谷康男殿。総務建設常任委員会委員長中松和彦。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月24日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和4年2月28日、3月2日、3日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第10号令和4年度小豆島町一般会計予算。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

個別意見。

総務課。防犯灯設置補助金については、住民が広く利用しやすい補助制度として再検討されたい。

次に、請願についての報告をいたします。

令和4年3月10日。小豆島町議会議長谷康男殿。総務建設常任委員会委員長中松和彦。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月9日付託された請願について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和4年3月10日。

2. 審査の経過。紹介議員の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1)請願第1号香川県に「主要農作物種子条例制定を求める意見書」の提出を求める請願。

閉会中の継続審査と決定した。以上、報告いたします。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

議案第10号及び請願第1号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第2号及び議案第11号～16号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、議案第2号及び議案第11号から議案第16号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 令和4年3月10日。小豆島町議会議長谷康男殿。
教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月24日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和4年3月4日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第2号小豆島町介護予防支援事業財政調整基金条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第11号令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第12号令和4年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第13号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第14号令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第15号令和4年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7) 議案第16号令和4年度小豆島町介護保険施設事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上です。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

議案第2号及び議案第11号から議案第16号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第2号、議案第10号～16号及び請願第1号に対する討論及び採決

○議長（谷 康男君） それでは、日程第3、議案第2号、議案第10号から議案第16号及び請願第1号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第10号令和4年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。討論通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第10号令和4年度小豆島町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

必要なコロナ対策や子育て応援給付金、また池田小学校の長寿命化工事など、必要かつ住民の要望に沿った予算については歓迎するものです。しかし、今回の予算は骨格予算として編成されたそうですが、医療費無料化年齢の18歳までの引上げなど、町民が望み、町長も実施を考えられている施策が予算計上されていなかったこと、また部落解放同盟への啓発活動補助金をはじめとする同和対策予算、マイナンバー関連予算が計上されていることは認められません。

同和問題に関しては、同和地区に特定した補助金などにより特別扱いするのではなく、人権尊重と民主主義の教育、啓発、相談は憲法に基づいて一般施策として行い、垣根をなくしていくことこそ部落問題解決への道だと考えます。

また、マイナンバー制度は、政府が国民一人一人に生涯変わらない番号をつけ、多くの分野の個人情報をもつて利用できるようにするプライバシー権侵害の危険があるものです。住民が必要としていないマイナンバーカードの押しつけはやめるべきで、カード普及のために多額の税金を使うことは認められません。以上のことから、私は令和4年度小豆島町一般会計予算に反対いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） 私は、議案第10号に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

令和4年度小豆島町一般会計予算は、経常的経費を中心とした骨格予算として編成しておりますが、人が集い元気なまちを目指し、総合戦略に掲げる健康・福祉のまち、定住・交流のまち、産業のまち、教育・文化のまち、行財政改革の推進、それぞれの分野で小豆島町の課題解決に向けての施策事業に必要な予算が計上されておりますので、私は議案第10号に賛成するものであります。

同和関連対策につきましては、これまでも地区住民の自主自立を図るため、様々な施策を実施してきたところであります。まだ完全な部落差別の解消には至っておりませんので、今年度の予算につきましても、いろいろな事業の推進を行うべきことがありますので、

で、賛成いたします。

マイナンバー制度は、行政デジタル化の基盤となる制度であり、住民の利便性を向上するとともに、行政の無駄を削減し、公正公平できめ細やかな社会保障が的確に行われる社会を実現するために不可欠な制度でありますので、私は賛成いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第10号令和4年度小豆島町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第11号令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次、議案第12号令和4年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第12号令和4年度後期高齢者医療事業特別会計予算には反対の討論を行います。

2008年から始まった後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険へ強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつけるものです。以来6回にわたる

保険料値上げが繰り返され、高齢者の生活を圧迫してきました。来年度も保険料が引き上げられます。また、コロナ禍で高齢者の命と健康と生活をどう守るのが問われているときに、加入者の約2割の人の医療費窓口負担が一気に10月から2倍になるということも許せません。

冷酷な自助政策をやめて、減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、差別と負担増の後期高齢者医療制度廃止して、少なくとも元の老人保健制度に戻すべきだと考えます。以上の理由で反対をいたします。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番安井議員。

○11番（安井信之君） 私は、議案第12号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

我が国の保健医療制度は世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現しており、その根幹をなすのが国民皆保険制度であります。そして、後期高齢者医療制度は、高齢化の進展や高度な医療の普及等により医療費が増大する中で、原則として75歳以上の全ての方が加入する医療保険制度として、国民皆保険制度を維持するために重要な制度であります。

令和4年度予算は、必要となる保険料を見込むとともに、低所得者の保険料軽減のため一般会計からの繰入金を計上するなど、制度の適切な運用を図るために必要な予算を計上したものでありますので、私は議案第12号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第12号令和4年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第13号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第14号令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号令和4年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第15号令和4年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号令和4年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第16号令和4年度小豆島町介護保険施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。



これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号令和4年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、請願第1号香川県に「主要農作物種子条例制定を求める意見書」の提出を求める請願について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本請願に対する委員長の報告は継続審査です。請願第1号は委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号香川県に「主要農作物種子条例制定を求める意見書」の提出を求める請願は委員長報告のとおり継続審査とされました。

~~~~~

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について（小豆島町一般廃棄物最終処分場整備遮水工事に係る工事請負契約の変更について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、報告第3号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和2年1月臨時会でご議決を賜りました小豆島町一般廃棄物最終処分場整備遮水工事に係る工事請負契約について、工事内容の一部が変更となり、変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 報告第3号専決処分の報告につきまして説明申し上げます。

上程議案書の2ページをお願いいたします。

本件報告は、令和2年5月12日に議決を賜りました小豆島町一般廃棄物最終処分場整備遮水工事に関しまして、変更契約に係る契約金額の増減が既存契約額の10分の1未満であることから、専決処分により変更契約を締結し、地方自治法第180条第1項の規定によりこれを報告するものでございます。

3ページの専決処分書をご覧くださいませ。

専決処分の内容は項目3の契約の金額を変更するもので、既存契約額3億8,720万円に478万5千円を加え3億9,198万5千円とするものとして、令和4年2月17日に専決処分しております。

項目5の変更の内容につきましては、現地精査により数量に変更が生じたことよるとしてしておりますが、数量変更の理由につきましては、別の工事で発注予定でございました雨水等集排水設備工事につきまして、工程調整、工期短縮の観点から本件工事に追加し、施工を指示したことから数量の増となったものでございます。以上、報告を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、報告第4号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第4号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 追加上程議案集の4ページをお願いいたします。

報告第4号損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告についてご説明させていただきます。

1ページおめくりください。

令和3年4月28日に片城甲2番地26地内において発生しました公用車の接触事故について、令和4年2月22日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

1、和解の相手方は町外の法人でございます。2、和解の内容については、(1)にありますように、損害賠償金として29万945円を支払うことで合意しております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われることとなっております。また、町の過失割合は100%でございます。

事故の概要ですが、ごみの収集業務を委託しております業者の社員が運転するパッカー車を町有地の駐車場に駐車しようとしてバックしていたところ、左後方の確認を怠り、町外法人の電柱に接触したものでございます。電柱にひび割れが見られ、電柱の更新が必要になったことから、その費用を弁償するものでございます。なお、運転手にけが等はございません。以上で報告を終わります。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第17号 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第17号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第17号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年8月10日付人事院による国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出に基づき、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、育児と仕事の両立支援に資するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 追加上程議案集の6ページをお願いいたします。

議案第17号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表によりご説明いたします。

改正前の第2条第3号アの（ア）にありますように、これまでは非常勤職員は引き続き在職した期間が1年以上なければ育児休業を取得することができませんでしたが、この規定を削除することにより要件を緩和するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第17条、部分休業をすることができない職員についても同様の規定がございましたので、この規定も同様に削除いたします。

次に、ページ下段から次のページになりますけれども、新たに第21条として妊娠または出産等の申出があった場合における措置、第22条として勤務環境の整備に関する措置の規定を追加することにより、育児休業の取得の促進する環境を整備しようとするものでございます。

附則として、令和4年4月1日から施行することとしております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） この条例改正で対象になる職員の人数とかが把握されているのであれば教えていただきたい。それと、今現在、正職員も含めて育児休業をされている人数、それと育児休業中の対応といたしますか、休んでいる方の代わりというのは全部手当てができていますかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） まず、1点目の対象となる非常勤職員ということでございますが、女性職員であれば対象になりますけれども、じゃあ、どの範囲と言われますとつかんでおりませんけれども、町で雇用している女性職員が対象になるということでご理解いただけたらと思います。

それから、現時点で育児休業を取得している職員はたしか7名。現時点での育児休業は正規職員だけですけれども、昨年までは1名臨時職員が取得しておりまして、来年度で1名取得する予定でございます。

それから、非常勤職員の休業中の補填につきましては、正規職員で育児休業から復帰する職員とか、その手だてができない場合には代わりの代替職員であるとかいうような形で、そのときそのときで取得する日にちが異なりますので、そのときそのときの対応でできるだけ補充をさせていただいております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第18号 小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第18号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第18号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年11月19日閣議決定がされたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の分配戦略において、現場の最前線で働く医療・福祉人材の育成、確保を支援するため介護職員等の処遇改善を図ることから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 追加上程議案集の9ページをお願いいたします。

議案第18号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表によりご説明いたします。

改正後の特殊勤務手当の種類を規定する第2条に新たに第7号介護職員処遇改善手当を追加いたします。

次に、介護保険施設に勤務する介護士、介護員の夜間介護手当の上限を規定する第8条第2項を4,100円から5千円に改正いたします。

次、介護職員処遇改善手当の規定を追加して第9条として、第1項、介護職員処遇改善手当は、介護保険施設に勤務する介護士、介護員またはこれに準ずる職員が、介護保険業務に従事するときに支給する、第2項、前項の手当の額は、その勤務一月につき1万円の範囲内とする。

次のページをお願いいたします。

第9条を追加いたしましたので、条ずれとなる委任規定を第9条から第10条に改めております。

今回改正した夜間介護手当、介護職員処遇改善手当につきましては、国から交付されます介護職員処遇改善支援事業補助金の対象となっております。

附則として、この条例は公布の日から施行し、この改正条例の規定は令和4年2月1日から適用するとしております。これは、先ほどの補助金の要件として、2月から実施することとなっているため、適用を遡及するものでございます。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） この夜間介護手当、それから介護職員処遇改善手当、どちらも金額の範囲内というふうにかかれてるんですけど、実際に支払われているのはこの最高が支払われているのか、支払われるのか、お尋ねします。

それと、介護士、介護員またこれに準ずる職員とありますが、具体的にどういう方になるのか、その人数を教えてください。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） まず、手当の額でございますが、夜間介護手当につきましては、条例の規定の5千円を支給することとして規則で規定をさせていただきます。それから、処遇改善手当につきましては、条例上、上限を1万円としておりますけれども、規則のほうで今回は6千円の支給で規則改正を行うこととしております。

それ以外ということでございますけれども、先ほどこれが補助金で支給されるということになっておりまして、補助金の要件としては、介護士、介護福祉士以外でも施設に勤務する職員であれば対象となるということでございますけれども、そういうことで範囲を広く取れるように条例は改正をさせていただいております。

施設に勤務する職員となれば、看護師であったり調理員であったり、もっと広く取れば事務職員まで対象にはなるんですけども、今回は直接介護に当たっている介護士、介護員にまず支給したいと。その額も6千円にしているというのは、補助金で交付される額に限りがありますので、まずはその職種に処遇改善をしたいということで、このような額と対象者にさせていただいております。

対象となる職員ですけれども、介護施設の介護をしておる職員は32名が対象となっております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第18号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第19号 小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第19号小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第19号小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が令和4年4月1日から改正されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第19号小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が令和4年2月24日に一部改正されたことにより、同条例を引用する傷病手当金の規定について項ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

追加上程議案集の11ページをお願いします。

さきに申し上げた広域連合条例において規定する傷病手当金が附則第5項から第3項に改正されたことに伴い、本条例第2条第8号において引用する広域連合条例附則第5項の

傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付についてを広域連合条例附則第3項に改正するものでございます。

附則において、本条例の施行を広域連合条例の施行日と同じ令和4年4月1日とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第19号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第20号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第21号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第22号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第23号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第24号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第25号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第26号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第27号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第28号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第29号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第30号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第31号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第32号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第33号 農業委員の任命につき同意を求めることについて



○議長（谷 康男君） お諮りします。

日程第9、議案第20号から議案第33号農業委員の任命につき同意を求めることについての計14議案については相関する案件でありますので、一括して提案理由の説明の後、1議案ごとに詳細に説明を受け、質疑を行い、討論を省略して、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第20号から議案第33号農業委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町農業委員会の委員は、令和4年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 議案第20号から議案第33号まで農業委員の任命につき同意を求めることについてのご説明を申し上げます。

追加上程議案集は13ページから40ページまでとなります。

まず、13ページをお開きください。

農業委員の任命に当たっては、根拠法令であります農業委員会等に関する法律第8条第1項により、委員は農業に関する識見を有するなど、その職務を適切に行うことができる者のうちから町長が議会の同意を得て任命すると規定されております。その際、先日の議会でご同意をいただいた認定農業者等または認定農業者等に準ずる者が定数に対して過半数を占めなければならないという要件と、農業委員会の所掌に属する事項に関して利害関係者を有しない者が含まれるようにしなければならないという要件を満たす必要がございます。

農業委員任命候補者の選出に当たっては、法第9条の規定に基づき、地域の農業者や団体等に候補者の推薦を求めるとともに、公告及び町ホームページの掲載により募集を行いました。その結果、小豆島町農業委員会の委員等の定数条例に定める農業委員の定数14名に対し、同数の推薦が各地区からあり、認定農業者等につきましては5名、認定農業者等

に準ずる者が4名おられ、合わせて9名となり、認定農業者等に準ずる者を含んで過半数を占めなければならないという要件を満たしております。また、農業に利害関係を有しない者につきましても2名おられ、その要件も満たしております。

いずれの方々も農業に対する識見があり、地域の実情にも詳しい方として農業委員に適任であると判断し、その任命についてご同意をお願いするものでございます。

なお、委員の任期につきましては、法第10条第1項で3年と規定されており、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

それでは、議案に沿い、任命候補者の説明をさせていただきます。

まず、議案第20号、農業委員任命候補者であります小豆島町中山1772番地2の九野賢輔氏は、昭和22年生まれの74歳で、現職の農業委員の方でございます。本町農業委員を5期務められ、そのうち2期は会長を務められております。現在、本町の人・農地プランの中心経営体に位置づけられており、農林水産省令第2条第1号へを適用し、認定農業者等に準ずる者として選任いたしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第20号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第21号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を、農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 15ページ、議案第21号、農業委員任命候補者であります小豆島町蒲野2382番地1の向井亮二氏は、昭和61年生まれの36歳で、現職の農業委員の方でございます。現在、認定農業者として農業に従事しておられ、法第8条第5項第1号に該当しております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第21号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第22号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 17ページ、議案第22号、農業委員任命候補者であります小豆島町西村甲338番地1の八木宏和氏は、昭和49年生まれの47歳で、本町農業委員を2期務められ、現職の農業委員の方でございます。現在、認定農業者である法人の役員であり、法第8条第5項第2号に該当しております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第22号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第23号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 19ページ、議案第23号、農業委員任命候補者であります小豆島町神懸通甲1597番地1の今城実氏は、昭和28年生まれの68歳で、本町農業委員を2期務められ、現職の農業委員の方でございます。現在、本町の人・農地プランの中心経営体に位置づけられており、農林水産省令第2条第1号へを適用し、認定農業者等に準ずる者として選任いたしております。以上よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第23号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第24号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 21ページ、議案第24号、農業委員任命候補者であります小豆島町馬木甲69番地3の秋長正幸氏は、昭和24年生まれの72歳で、農業委員は旧町時代を含め6期務められ、現在農業委員会長を務められております。以前に認定農業者である法人の役員であったことから、農林水産省令第2条第1号イを適用し、認定農業者等に準ずる者として選任いたしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第24号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第25号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 23ページ、議案第25号、農業委員任命候補者であります小豆島町福田甲1062番地1の三宅徳昌氏は、昭和36年生まれの60歳で、本町農業委員を4期務められ、現職の農業委員の方でございます。現在、認定農業者として農業に従事しておられ、法第8条第5項第1号に該当しております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第25号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第26号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 25ページ、議案第26号、農業委員任命候補者であります小豆島町池田2474番地8の中澤一博氏は、昭和28年生まれの69歳で、現在農業に従事しておられます。本町農業委員としては新任になります。以上、よろしくお願ひします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第26号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第27号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 27ページ、議案第27号、農業委員任命候補者であります小豆島町池田4532番地の藤本一弥氏は、昭和34年生まれの62歳で、本町農業委員としては新任になります。現在、認定農業者として農業に従事しておられ、法第8条第5項第1号に該当しております。以上、よろしくお願ひします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第27号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第28号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 29ページ、議案第28号、農業委員任命候補者であります小豆島町蒲生甲1689番地の綿谷義範氏は、昭和29年生まれの67歳で、本町農業委員として

は新任になります。農業に従事していないため、法第8条第6項の規定により、利害関係を有していない者として選任いたしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第28号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第29号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 31ページ、議案第29号、農業委員任命候補者であります小豆島町室生208番地の白木正美氏は、昭和52年生まれの44歳で、本町農業委員としては新任になります。現在、本町の人・農地プランの中心経営体に位置づけられており、農林水産省令第2条第1号へを適用し、認定農業者等に準ずる者として選任いたしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第29号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第30号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 33ページ、議案第30号、農業委員任命候補者であります小豆島町片城甲44番地216の市坂勉氏は、昭和25年生まれの71歳で、現在農業に従事しておられます。本町農業委員としては新任になります。以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第30号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第31号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 35ページ、議案第31号、農業委員任命候補者であります小豆島町安田甲144番地184の空澤英雪氏は、昭和25年生まれの71歳で、現在農業に従事しておられます。本町農業委員としては新任になります。以上、よろしくお願ひします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第31号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第32号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 37ページ、議案第32号、農業委員任命候補者であります小豆島町安田甲576番地の川崎健司氏は、昭和34年生まれの63歳で、新任になります。現在、小豆島町商工会に勤務をしつつ、認定農業者である法人の役員を務められており、法第8条第5項第2号に該当しております。以上、よろしくお願ひします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第32号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第33号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 39ページ、議案第33号、農業委員任命候補者であります小豆島町坂手甲654番地1の久留島賢一氏は、昭和31年生まれの65歳で、本町農業委員としては新任になります。農業に従事していないため、法第8条第6項の規定により、利害関係を有してない者として選任いたしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから採決します。

議案第33号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第34号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第10号）

日程第11 議案第35号 令和3年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第36号 令和3年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第37号 令和3年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第38号 令和3年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷 康男君） 日程第10、議案第34号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第10号）から日程第14、議案第38号令和3年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）まで関連する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第34号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第10号）につ

いて提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において補正をお願いします額は2億1,132万8千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費マイナス437万8千円、総務費5億2,825万9千円、民生費マイナス6,483万円、衛生費マイナス3,525万2千円、労働費3万円、農林水産業費マイナス3,600万円、商工費マイナス7,839万9千円、土木費マイナス1,767万2千円、消防費158万8千円、教育費マイナス8,201万8千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

また、議案第35号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第36号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第37号介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第38号介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、それぞれ担当課長、担当事務長から順次説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第10、議案第34号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第10号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第34号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

合わせて追加上程議案集の41ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,132万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億1,998万5千円とするものであります。

第2条は繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を45、46ページの第2表繰越明許費のように定めるものであります。

第3条は地方債の補正であり、47、48ページの第3表地方債補正のように追加及び変更するものであります。

恐れ入ります。45、46ページの第2表繰越明許費をご覧ください。

記載のとおり、26の事業について繰越しを行うものであります。このうち事業番号1、例規整備事業363万円につきましては、国の個人情報保護法等の改正により、個人情報保護条例等の改正について令和4年度中に実施するべく、総務省との協議、調整を踏まえて事務を進める必要があることから220万円を繰り越すことに加え、地方公務員の定年延長に合わせて関係条例を整備する必要があり、こちらも国との協議、調整を要することから

143万円を繰り越すものでございます。

2番、庁舎等維持修繕事業668万3千円、5番、住民基本台帳システム改修事業1,281万3千円、7番、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業9,949万円、8番、子育て世帯臨時特別給付金事業70万円、14番、地籍調査事業2,930万8千円。46ページの18番、橋梁長寿命化事業430万円につきましては、11月臨時議会、12月定例会、1月臨時議会、本定例会初日に議決を賜りました事業であり、必要となる事業期間が確保できないことから繰越しをお願いするものでございます。

45ページに戻っていただきまして、3番、防災行政無線維持修繕事業335万5千円、4番、瀬戸内国際芸術祭推進事業3,650万9千円、10番、塵芥収集車整備事業446万8千円、46ページの一番下、26番、文化財保護事業61万4千円につきましては、コロナの影響によって半導体等の部材の不足が生じ納期が遅延していること、瀬戸芸では作家等の来島が困難で準備が遅れていること、また文化財講演会の延期を余儀なくされたことなどから繰越しを行うものでございます。

45ページに戻っていただき、15番、ナラ枯れ防除事業1,231万1千円につきましては、地権者からの同意を得るのに不測の日数を要したものでございます。

このほか6番、社会福祉施設等整備事業400万円をはじめ、いわゆる社会資本整備事業につきましては、例年同様施工方法の検討、現場での調整、土地所有者との交渉、地元や漁協等関係機関との協議などによって不測の日数を要したことから繰越しをお願いするものでございます。

次に、47ページの第3表地方債補正をご覧ください。

追加分につきましては、子ども医療費給付事業と小豆島ブランド推進事業の財源として過疎対策事業債ソフト分を活用できることになりましたことから追加計上をするものでございます。

また、変更分につきましては、例年同様に各事業の実績見込みに加え、地方債の取扱いの変更によるものであり、各事業の限度額の増減は表に記載のとおりでございます。なお、地方債全体ではマイナス1,270万円の減額となっております。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第10号）説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、例年同様各種事業及び社会保障給付費等の精算見込みによる増減が主な内容となっております。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響によ

り各種事業の縮小、中止、延期が余儀なくされ、昨年度同様に多岐にわたる科目で減額が生じてございます。つきましては、これまでの議会におきまして既にご審議を賜り、議決を頂戴している事業の精算見込みによる増減と財源の更正につきましては、昨年度と同様に説明を割愛させていただき、新たに追加で計上しております科目につきご説明をさせていただきます。

まず、歳入での補正でございますが、11款地方交付税、1項1目1節地方交付税1億4,574万3千円につきましては、令和2年度、令和3年度の国税収入の増額により令和3年度の普通交付税が再算定され、増額交付となる額を計上したものでございます。

次に、ページ中ほどになります、15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、説明欄2の感染症予防事業費等負担金165万9千円につきましては、各種がん検診の結果をパソコンやスマートフォンで閲覧できる仕組みを構築するための国庫負担金でございます。

次に、ページの下になります、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金、説明欄3の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金8万8千円につきましては、内海放課後児童クラブの常勤職員4名の処遇改善に対し交付される補助金を計上したものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

9ページの一番上になります、3節就学前教育費補助金、説明欄1の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金62万7千円につきましては、せいけんじこども園の保育士、幼稚園教諭の処遇改善に対し交付される補助金でございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

ページ中ほどより少し上になります、18款寄付金、1項5目1節ふるさと納税寄付金4億2,500万円につきましては、大幅に増加しておりますふるさと納税につきまして、本年度の寄付額を9億7,500万円と見込み、当初予算計上額5億5千万円との差額を計上したものでございます。

その下の6目1節企業版ふるさと納税寄付金77万5千円につきましては、株式会社湖池屋から小豆島産オリーブオイルを使ったポテトチップスの売上げの一部が寄付されたことから、これを受け入れるものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。

ページの中ほどですが、22款町債につきましては、地方債補正でもご説明したとおり、追加事業2件と各事業の精算見込み等によりそれぞれ増額または減額するもので、町債全

体ではマイナス1,270万円の減となっております。

続いて、歳出の説明を申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願います。

歳出につきましても、各種事業及び社会保障給付費等の精算等に伴う増減につきましては、例年同様に説明を割愛させていただきます。また、育児休業、病気休職、時間外手当等の増減を含めた人件費の精算も計上しておりますが、こちらも説明を省略させていただきます。

まず、ページの一番下になります、2款総務費、1項7目企画費のご説明をいたします。

ページをめくっていただき、19ページの一番上、説明欄4のふるさと納税特産品等1億2,750万円ですが、ふるさと納税の増額に伴い、地場産品の返礼品の調達コストを計上したもので、11節役務費、説明欄2の手数料8,500万円はポータルサイトの手数料等であり、24節積立金2億1,250万円につきましては、寄付額の約2分の1程度をふるさとづくり基金へ積立てし、翌年度以降の貴重な財源として活用するものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。

ページの中ほどより少し上です、16目財政調整基金費、24節積立金、説明欄2の減債基金積立金1億4,574万3千円につきましては、地方交付税の再算定により増額交付される普通交付税につきまして、臨時財政対策債の償還財源等に活用するよう総務省から通知があったことから減債基金に積立てするものでございます。

次に、22、23ページをお開き願います。

ページの中ほどより少し下になります、4項選挙費、2目町長・町議会議員選挙費、10節需用費185万8千円につきましては、4月17日執行予定の町長、町議選におけるポスター掲示場の作成、設置、撤去、処分の費用につきまして業者から見積りを取ったところ、資材費の高騰等により予算が不足することから増額をお願いするものでございます。

次に、少し飛びますが、26、27ページをお開き願います。

ページの中ほどより下になります、4款衛生費、1項2目予防費、12節委託料、説明欄2の電算システム改修委託料326万7千円につきましては、マイナンバーカードを活用し、各種のがん検診の結果をパソコンやスマートフォンで閲覧できる仕組みを構築するため、電算システムの改修を実施するものでございます。

次に、ずっと飛びますが、42、43ページをお開き願います。

ページの一番上になります、10款教育費、2項3目放課後児童クラブ事業費、12節委託

料81万1千円につきましては、内海放課後児童クラブの補助基準額が72万3千円引き上げられたことに加え、常勤職員4名の処遇改善を2月から実施するに当たり、1人当たり月額1万1千円の加算を実施することから、合わせて8万8千円の増額をお願いするものでございます。

最後に、44、45ページをお開き願います。

右側のページ、45ページの一番上になります、4目保育所費、18節負担金補助及び交付金、説明欄2の保育士・幼稚園教諭等処遇改善特例事業費補助金62万7千円につきましては、せいけんじこども園の保育士、幼稚園教諭の処遇改善を2月から実施するため、国の補助金を活用して補助するものでございます。なお、1人当たりの処遇改善額は1万円程度になる予定でございます。以上、駆け足での説明となりましたが、議案第34号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第11、議案第35号令和3年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第35号令和3年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の49ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,155万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億5,694万2千円とするものでございます。

今回の補正は、保険給付費の増額及び小豆島中央病院で実施している訪問看護等の在宅サービスの実施に係る補助金が増額となることから所要の補正を行うものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明させていただきます。

56、57ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

4 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、1 節普通交付金 4 千万円は、保険給付費の増額に伴い交付金が増額となるものでございます。

また、2 節の特別交付金 155 万 7 千円は、小豆島中央病院で実施している訪問看護等の在宅サービスの実施に係る補助金が増額となるものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

58、59ページをお願いします。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者に係る療養給付費に不足が見込まれることから 4 千万円を増額するものでございます。

7 款諸支出金、3 項 1 目直営診療施設勘定繰出金は、歳入で受け入れた補助金を小豆島中央病院に交付するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第 35 号令和 3 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 35 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号令和 3 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第 12、議案第 36 号令和 3 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（中島有紀君） 議案第 36 号令和 3 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の 51 ページをお願いいたします。

第1条は、既定の額から歳入歳出それぞれ8,659万7千円を減額し、歳入歳出の総額を21億2,639万8千円とするものでございます。

今回の補正は、認定調査費、介護給付費、地域支援事業費の精算等に伴い、所要の補正を行うものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の66、67ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が減少した世帯について介護保険料の減免を行ったことにより、59万2千円の減額を行うものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金1,688万5千円は、介護給付費の減額に伴うものでございます。

2項1目調整交付金806万1千円は、介護給付費に伴う減額と介護保険料の減免に対する財政支援分の増額に伴うものでございます。

2目総合事業調整交付金52万円と3目地域支援事業交付金125万4千円は、地域支援事業費の減によるものでございます。

8目介護保険災害等臨時特例補助金につきましては、介護保険料の減免に対する国からの財政支援で減免相当額の補填を受け入れるものでございます。

4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金と2目地域支援事業繰入金につきましては、介護給付費、地域支援事業費の減に伴うものでございます。

5目その他一般会計繰入金につきましては、介護認定に係る費用に不用額が生じる見込みであることから277万1千円を減額するものでございます。

次の68、69ページをお願いいたします。

2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費の減額等により第1号被保険者保険料の剰余分が発生する見込みであることから減額するものでございます。

8款繰越金につきましては、介護給付費準備基金に積み立てる額を前年度繰越金で充当しようとするものでございます。

9款諸収入につきましては、配食サービスの利用減により利用者負担金を減額するものでございます。

次に、70、71ページ、歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費、3 項 1 目介護認定審査会費は、介護認定審査会の運営に係る小豆地区広域行政事務組合の負担金で、審査件数の減に伴い93万 1 千円を減額するものでございます。

次の 2 目認定調査等費につきましても、人件費と介護認定の更新申請件数の減少により主治医意見書手数料を減額するものでございます。

2 款保険給付費につきましては、サービスの利用状況に伴い、それぞれ所要の補正を行うものでございます。

次に、72、73ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費につきましても、生活支援サービス等の利用状況により所要の補正を行うものでございます。

6 款基金積立金につきましては、歳入に計上しております前年度繰越金と介護給付費の減により発生する第 1 号被保険者保険料の譲与分、合わせて2,304万 4 千円を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号令和 3 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第13、議案第37号令和 3 年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 議案第37号令和 3 年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の54ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ571万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,838万 7 千円とするものでございます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費及び財政調整基金の補正でございます。

それでは、内容につきまして、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の80、81ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。

1 款サービス収入、1 項 1 目居宅介護支援サービス費収入は、要介護認定者に係るケアプラン作成収入でございます。作成件数が想定を下回ることに伴い、210万円の減額をするものでございます。

2 目訪問介護サービス費収入は、要介護認定者に係る訪問介護収入でございます。訪問件数が想定を下回ることに伴い、150万円の減額をするものでございます。

5 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金は243万 9 千円の減額でございます。人件費の減に伴い、減額をするものでございます。

6 款 1 項 1 目繰越金62万 3 千円は、先日ご可決賜りました介護サービス事業財政調整基金条例の一部改正に基づき、剰余金の 2 分の 1 を超える額を財政調整基金に積み立てるべく計上するものでございます。

7 款諸収入、1 項 1 目障害者居宅介護事業収入は、障害者に係る訪問介護等収入でございます。こちらも訪問件数が想定を下回ることに伴い、30万円の減額をするものでございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

82、83ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費、1 項 1 目居宅介護支援事業費は210万円の減額でございます。ケアマネジャーを採用予定でしたが、確保できなかったことに伴う人件費を削減するものでございます。

次に、2 項 1 目訪問介護事業費は423万 9 千円の減額でございます。こちらもヘルパーの退職補充ができなかったことに伴う人件費を減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目基金積立金62万 3 千円は、財政調整基金に積み立てるものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第37号令和 3 年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号令和3年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第14、議案第38号令和3年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（中島有紀君） 議案第38号令和3年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の56ページをお願いいたします。

第1条は、既定の額から歳入歳出それぞれ175万円を増加し、歳入歳出の総額を801万6千円とするものでございます。

今回の補正は、歳計剰余金の処分に伴い所要の補正を行うものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の90、91ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。

4款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として175万円を計上しております。

次に、92、93ページ、歳出についてご説明いたします。

1款1項1目介護予防支援事業費でございます。

令和2年度の決算上生じた剰余金から、2分の1以上に相当する額として175万円を介護予防支援事業財政調整基金に積み立てるものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号令和3年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

○議長（谷 康男君） 次、日程第15、発議第1号ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議を議題としたいと思います。提案理由の説明を求めます。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 発議第1号ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議。上記の案件を、会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。令和4年3月10日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員鍋谷真由美。賛成者、小豆島町議会議員中松和彦、同じく安井信之、同じく森崇。

決議全文は配付しているとおります。

内容は、平和の町小豆島町宣言を行っている小豆島町議会として、国際社会の秩序を脅かすロシアのウクライナへの侵略に対して断固抗議し、即時無条件での攻撃停止と完全撤退を求めるもので、提出先は駐日ロシア連邦特命全権大使ミハイル・ユリエビッチ・ガルージンです。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第16から日程第18、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第16から日程第18を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員